ロ　第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者（第六項において「第三者型前払式支払手段取引業者」という。）の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項

二　（略）

4～6　（略）

（法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出）

第七十三条の七　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産の年月日を明らかにすることができる書類

四　（略）

3　（略）

様式第一号（第十六条、第三十一条、第三十三条の二、第三十五条の二、第三十九条、第六十三条の三関係）

（様式略）

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第三条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等） **第三十七条**　令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、市町村長（住所が沖縄県の区域内にない者にあつては、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村長）に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二～四　（略） 2・3　（略）	（従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等） **第三十七条**　令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、市町村長（住所が沖縄県の区域内にない者にあつては、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村長）に提出しなければならない。 一　氏名、性別、生年月日及び住所 二～四　（略） 2・3　（略）

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （退職共済年金の裁定の請求） **第十八条**　（略） 2　（略） 3　平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者で、平成八年改正	**附　則** （退職共済年金の裁定の請求） **第十八条**　（略） 2　（略） 3　平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者で、平成八年改正